

環境アセスメントに係るお知らせ

平成30年1月22日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第35条に基づき、新百合ヶ丘総合病院建設事業に係る事後調査報告書の写し（供用時）の縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	事後調査実施者	福島県須賀川市南上町123番の1 医療法人社団三成会 理事長 渡邊 一夫
	指定開発行為の名称	新百合ヶ丘総合病院建設事業
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第2種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市麻生区古沢字都古255-7番地 他
	指定開発行為の目的	病院建設に伴う土地の造成
	指定開発行為の内容	開発区域面積：約53,243㎡（市街化調整区域）
	事後調査の項目等	緑の質
	環境影響評価の手続経過	平成20年12月 2日：条例環境影響評価準備書公告 平成21年 2月16日：条例見解書公告 平成21年 6月23日：条例環境影響評価審査書公告 平成21年 7月 8日：条例環境影響評価書公告 平成23年11月29日：事後調査報告書（工事中）公告
縦覧のお知らせ	縦覧場所	川崎市：麻生区役所及び環境局環境評価室（市役所第3庁舎15階） 稲城市：稲城市役所市民部環境課及び第三文化センター
	縦覧期間及び時間	期 間：平成30年1月22日（月）から平成30年2月20日（火）まで 土曜日、日曜日及び祝日は除く。 時 間：午前8時30分から午後5時まで ・麻生区役所では、第2・第4土曜日の午前8時30分～午後0時30分も縦覧を行います。 ・第三文化センターでは、火曜日から土曜日は午前9時00分から午後10時00分まで、日曜日及び第2・第4月曜日は午前9時00分から午後5時00分まで（第1・第3・第5月曜日及び祝日は休館）縦覧を行います。 上記期間中、本市ホームページにて当該条例評価書の内容を御覧になれます。 http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-0-0-0-0-0-0.html
	意見書の提出	・縦覧中の事後調査報告書に記載された内容が条例環境影響評価書に記載された内容又は指定開発行為の完了後の状況と明らかに異なると認め、係る環境の保全の見地から御意見を有する方は、川崎市環境影響評価に関する条例第36条に基づき、次のとおり意見書を提出することができます。 ・提出された意見書は個人情報伏せて、その写しを事後調査実施者に送付します。 ・意見書の提出：平成30年1月22日（月）から2月20日（火）まで（郵送の場合は、平成30年2月20日消印有効） ・提出先：環境局環境評価室（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） ・意見書の用紙：各縦覧場所に用意してあります。 なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、指定開発行為の名称、図書の名称及び意見が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。また、記載いただいた個人情報は、提出された意見の内容を確認する場合に利用し、川崎市個人情報保護条例に基づき、厳重に保護・管理いたします。
	問合せ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2156